
新 潟 市 新 亀 田 清 掃 セ ン タ ー
整 備 ・ 運 営 事 業 に 係 る
入 札 説 明 書 等 に 関 す る 質 問 回 答 (第 2 回)

令和6年9月6日

新 潟 市

1 入札説明書に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
1	22	第6章	3	(3)	イ	(キ)	a			その他	付保する保険の概要について、指定様式等ございましたらご教示願います。	任意様式とします。
2	25	第7章	4	(5)						提案書	「ロゴマークや商標登録名称等の使用を含め、構成企業がどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること」とありますが、解釈をより明確にするためロゴマーク、商標登録、特許番号を提案書に記載することは不可と理解してよろしいでしょうか。	ご質問の項目に加え、企業名が分かる表示は不可とします。

2 要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
1	6	第1	2	(2)	カ	(ウ)				排水	「排水の系統は、プラント排水・本施設生活排水・田舟の里排水の3系統とし、汚水柵への接続は、建設事業者の所掌とする」とありますが、汚水柵とは、敷地内に設置する一般的な排水柵で、敷地外の公設柵ではないということでしょうか。また、流量計に関してはそれぞれの系統で設置が必要でしょうか。	3系統とも市で敷地内に公設柵を設置するため、本工事では柵への接続を行うものとし、流量計は施設管理や、下水道使用料の観点から下記とします。 ・プラント排水 流量計を設置する。 ・生活排水 設置は任意とするが、設置しない場合、下水道料金の算定のため、生活系の上水使用量を把握できるようにする。 ・田舟の里 設置は不要とする。
2	10	第2	1	(1)	エ	(オ)	f			官公署等への申請	第1回質疑回答No. 10について、都市計画法29条の開発許可不要の場合、開発許可に準ずる協議として「新潟市開発指導要綱」に基づいた関係各課様および消防様との協議を行ったのち、協議承認、都計法施行規則第60条適合証明を経て計画通知となる協議の流れと理解してよろしいでしょうか。	要綱に限らず、計画や工事に際し必要に応じて関係官庁と協議を行ってください。 本事業は計画通知を本市に出すため、60条の適合証明は不要ですが、区の建設課まちづくり係との協議は必要です。
3	10	第2	1	(1)	エ	(オ)	f			官公署等への申請	管理棟の見学者ホールについては、建築基準法により、外部からの利用者があるため床面積（客席部分）が200㎡以上の場合、「集会場」用途の特殊建築物として扱われるものと考えられますが、計画通知の審査機関である新潟市建築部建築行政課様のお取り扱いをご教示願います。	お見込みのとおりです。
4	10	第2	1	(1)	エ	(オ)	f			計画通知	計画通知の許可が下りる前に、解体工事として、解体時に排出された発生土を敷地の外構盛土として使用する工事を行うことは可能でしょうか。	可とします。
5	28	第2	1	(6)	ア	(イ)				現場管理	第1回目の質疑No. 54について、杭残土は「建設発生土として再利用できるものについては、場内で利用可能です」とのご回答がありましたが、杭残土を場内で適切な中間処理等をすれば利用可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、工事開始前に計画書を作成し、市の承諾を得てください。
6	37	第2	2	(1)	ア	(エ)				本施設の配置・動線	「南側には通信会社の鉄塔があるため、障害が生じないように配慮する。」とございますが、工事期間中、南側に高さ70m程度の大型クレーンを設置して作業をする想定です。大型クレーンの旋回により「添付資料23」の範囲にクレーンブーム等が干渉する可能性があります。問題はございませんでしょうか。	問題ありません。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
7	51	第2	3	(2)	ク	(オ)	u			ごみピット排煙設備	排煙設備について「中央制御室から手動制御で開閉できるものとし」とありますが、排煙設備の駆動や操作は電動にて、操作盤等を手動で動かすと理解してよろしいでしょうか。 上記の排煙設備に関して、具体的な仕様（排煙窓、機械排煙など）があればご教示願います。	排煙設備の開放はお見込みのとおり、遠隔手動操作としますが、閉鎖方法については提案を可とします。 排煙設備に関する具体的な仕様の指定はありませんので、事業者にて計画してください。
8	51	第2	3	(2)	ク	(オ)	u			ごみピット排煙設備	『本設備は、動力・制御等の配線も含めて耐熱性を有するもので、クレーン設備周辺の室温や消防からの指示に基づき中央制御室等から手動制御で開閉できるものとし、非常用発電機からの電源を供給する。』上記の消防からの指示に基づきとは、消防と協議の上と読み替えてもよろしいでしょうか。 それとも、有事の際、上記設備の開閉は、消防からの指示を仰がなければ開閉出来ない仕様とする旨でしょうか。	「消防からの指示」とは、設計段階でなく、火災発生後に現場到着した消防隊からの指示を意味しています。
9	116	第2	5	(2)	ク	(ウ)	e			炉室の換気	「なお、炉室の換気方法及び結露対策については、市と協議の上決定する。」に関して、入札時には空気取り入れ口、換気モニター、換気ファン、ダクトの計画等は、建物、電源、プラント配置などの計画に大きく影響するため事前に計画しておく必要があります。 本項は実施設計時に協議の上決定すると理解しますが、入札時に計画しておく換気方法及び結露対策をご指示願います。 また実施設計時の協議により入札時の計画と変更となった場合は工程、費用含めて協議対象と理解してよろしいでしょうか。	「市と協議の上決定する」の意図は、ご提示いただく具体的な換気方法、結露対策で、問題がないかを確認するというものであり、建築やプラント設備に過剰な要求をするものではありません。 換気、結露対策は、エアバランス（管理エリア正圧、前室正圧、処理施設側負圧となるように計画）に留意し、要求水準書に基づき適切に計画してください。 工程や費用等の契約変更協議を行うのは、提示条件の不備、変更による場合であり、炉室の換気方法及び結露対策に係る協議の結果変更となった場合は該当しません。
10	120	第2	5	(3)	ア	(7)	b			一般事項	山留計画において、H鋼、アンカーの鋼線等は地中に残置（埋殺し）も可能と理解してよろしいでしょうか。	原則として不可としますが、撤去により、地盤面等に影響を及ぼす場合は、協議により決定します。
11	130	第2	6	(1)						全体計画	解体時に発生するコンクリートガラは、現場にて路盤の砕石等に再利用も可能と理解してよろしいでしょうか。	提案を可としますが、工事開始前に計画書を作成し、市の承諾を得てください。
12	130	第2	6	(2)	ア					解体撤去範囲	旧亀田焼却工場棟地下部（ピット）を解体するに当たって山留の設置を想定していますが、新築時の山留と兼用と考えて計画してもよろしいでしょうか。	建築基準法を遵守し、また、施工上問題なければ兼用を認めます。

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7	項目8	項目名	質問の内容	回答
13	132 及び 添付資料 32	第2	6	(2)	ウ					構内排水管等の解体撤去	ウ構内配水管等の解体撤去にて、「現施設から田舟の里にかけて高温水配管及び温水配管が敷設されている…必要な場合には上水配管、高温水配管の移設を行うものとし…高温水配管は本施設の余熱供給開始後に撤去する」と記載ありますが、高温水配管とは、添付資料32_図番M40に記載の現施設から田舟の里へ至る高温水配管を示すと理解してよろしいでしょうか。また、本施設からの余熱供給開始後に高温配管撤去をすることにより、ごみ受入れ後の配管撤去となるため、ごみ受け入れ後の車両の通行等に支障が出ることを考えられるため、高温水配管については残置とし、撤去不要としてもよろしいでしょうか。	添付資料32の高温水配管についてはお見込みのとおりです。高温水配管の残置は原則不可としますが、構内道路下部など、撤去により試運転時のごみの搬入等に支障がある場合は残置を認めますが、その場合、残置図の作成や配管の閉止措置等の残置物による支障を防ぐ措置を行ってください。
14	添付資料1									市所有の敷地の範囲	添付資料1の貴市所有の敷地範囲について、「北側の境界などは添付資料2の寸法と異なるが…」と記載ありますが、貴市所有の敷地の敷地境界座標については、添付資料1に示す座標点が全て正だと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	添付資料21									工事での利用可能範囲	対象用地【A】、【D】の横に既存の排水処理施設がありますが、そこからの給水の引込み（工事用の仮設給水）は可能と理解してよろしいでしょうか。	排水処理施設は停止済みであり、上水は休止しています。引込み管、メーターは残っていますが、その利用可否については、契約後に水道局に確認してください。
16	添付資料29									擁壁工事範囲	擁壁工事を施工するにあたって、周りの東側、南側の用水路に関して、所有者や管理者に事前協議、許可等を取る必要がございますでしょうか。また、施工時期についても特に制限はなく、契約工期内であれば施工可能と理解してよろしいでしょうか。	許可等の要否も含め、事前協議を行ってください。擁壁下部の排水側溝は、南側の田んぼからの排水と一部生活排水が流れており、工事期間中も継続して利用しますので、使用できる状態にしてください。特に、稲作の期間中については水量が多く、留意が必要となります。
17	添付資料33									旧亀田焼却場図面	旧亀田焼却場図面におけるGLのT.P(標高)の値をご教示願います。	T.P(標高)の値は不明です。
18	143	第3	3	(5)						表3-4分析項目及び分析頻度 放流水（プラント排水）		「下水道使用の手引き」に改訂がありました。本業務での測定項目と頻度は改訂版（R6.7）P8「8水質の測定義務と報告義務」（1）アのただし書きにある指導回数に基づくものとします。

- 3 落札者決定基準に関する質問に対する回答
質問なし
- 4 様式集に関する質問に対する回答
質問なし
- 5 基本協定書（案）に関する質問に対する回答
質問なし
- 6 基本契約書（案）に関する質問に対する回答
質問なし
- 7 建設工事請負契約書（案）に関する質問に対する回答
質問なし

8 運營業務委託契約書（案）に関する質問に対する回答

No	頁	項目1	項目2	項目3	項目名	質問の内容	回答
1	6	19			車両・重機等	「運營業務の実施に必要な車両・重機等については、受注者が、受注者の責任及び費用負担において、本業務の遂行に支障のないものを用意する。」とありますが、車両・重機費の平準化のため、車両・重機は受注者によるリース手配としてもよろしいでしょうか。	可とします。